

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31 大蔵省令第15号)」を基本としております。

なお、特定の償却資産の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しております。

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 賞与支給に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

5 退職給付に係る引当金の計上基準

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

6 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しております。

7 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

8 収益及び費用の計上基準

鑑評会に係る収益は、主に出品料及び入場料に係る収益であり、顧客との契約に基づいて鑑評会を開催し、酒類の官能審査及び理化学分析等を実施する履行義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行した時点で、収益を認識しております。なお、これらの記載は、収益を理解するための基礎となる情報と同じです。

(会計方針の変更)

当事業年度より独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(令和3年9月21日改訂)並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A(令和4年3月改訂)の収益認識基準に関する内容を適用しております。これに伴う経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払いを予定している債務負担行為は次の通りです。

件名	契約金額	翌期以降の支払金額
研究棟外壁等改修工事	79,750,000円	79,750,000円
研究所外壁用タイルの調達	4,047,989円	4,047,989円

重 要 な 後 発 事 象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

当事業年度で減損の兆候を認識したものはありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	410,173,692 円
資金期末残高	410,173,692 円

3 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの計算

行政コスト	1,287,462,747 円
自己収入等	△57,697,834 円
機会費用	28,429,111 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	1,258,194,024 円

(2) 機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、令和6年3月末における 10 年国債利回りに基づき 0.750%で計算しております。

(3) 機会費用の計算

	政府出資金	減価償却相当累計額等	政府出資等の額
期首 :	8,302,582,580	- 4,458,722,960	= 3,843,859,620 円
期末 :	8,302,582,580	- 4,565,345,881	= 3,737,236,699 円
	(期首+期末) ×	1/2	= 3,790,548,160 円
	3,790,548,160 ×	0.750%	= 28,429,111 円

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。